

林野火災警報・注意報制度周知テレビCM等広報業務仕様書

1 事業目的

令和8年1月から運用を開始した林野火災警報・注意報制度について、県民への周知を図り林野火災予防につなげるため、テレビ・ラジオ・新聞（以下「各メディア」という。）を活用して宣伝発信活動を行う。

2 事業内容

令和9年1月以降の林野火災警報・注意報の発令対象期間に向け、屋外で火を使用する機会の多い農林水産業従事者等の県民に向けて、各メディアにより林野火災警報・注意報制度に係る情報を発信し、警報・注意報発令時の適切な火の取扱等の注意を呼びかける。

3 実施期間

実施時期は令和8年12月19日(土)から令和9年3月21日(日)までとする。

委託期間は、契約締結の日から令和9年3月26日(金)までとする。

4 各メディアの内訳

(1) テレビ

放送局は株式会社テレビ岩手（以下「TVI」という。）、株式会社岩手朝日テレビ（以下「IAT」という。）、株式会社アイビーシー岩手放送（以下「IBC」という。）、株式会社岩手めんこいテレビ（以下「MIT」という。）とする。

(2) ラジオ

放送局はIBCが運営するラジオ（以下「IBCラジオ」という。）とする。

(3) 新聞

掲載紙面は岩手日報とする。

5 各メディアで使用する広報CM

(1) テレビ

県が、12月1日(火)に提供する「林野火災警報・注意報制度説明動画（15秒）」(MOV又はMP4形式)を放送する。

なお、テレビ放送用のファイルへの変換等、放送に必要な作業を実施すること。

(2) ラジオ

広報文は、県が別途指示する100文字以内の文言とする。（以下は例示）

「林野火災警報・注意報をご存じですか？ 乾燥や強風で火災の危険が高まると発令されます。発令中は、たき火や火の取扱いに十分注意を。 みんなで守ろう、大切な森林。」
--

(3) 新聞広告

規格は、カラー広告4段4分の1サイズ（9.2cm×13.4cm）とする。

県が、広告原稿をPDF形式、Microsoft PowerPoint形式その他県が保有する電子データにより提供する。

受託者は、掲載する新聞社が定める規格に適合するようデータ調整を行い、必要な形式に変換のうえ入稿すること。

6 各メディアによる放送（掲載）日及び放送時間帯

(1) テレビ

ア 放送日

令和8年12月の放送日は、19・20・26・27日の4日間とする。

令和9年1月の放送日は、1・2・3・9・10・11・16・17・23・24・30・31日の12日間とする。

令和9年2月の放送日は、6・7・11・13・14・20・21・23・27・28日の10日間とする。

令和9年3月の放送日は、6・7・13・14・20・21日の6日間とする。

イ 放送時間帯

朝7時前後（1日につき1回）とする。

(2) ラジオ

ア 放送日

令和8年12月21日(月)から令和9年3月19日(金)までの13週間の平日で、各週2回（計26回）実施する。

イ 放送時間帯

農作業等の実施時間を勘案し、午前中に1回とする。

(3) 新聞

掲載日

令和8年12月（21日(月)以降）、令和9年1月、2月、3月（19日(金)まで）の各月1回とする。

7 各メディアによる放送回数

単位 回

放送局	令和8年12月	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月	計
T V I	4	12	10	6	32
I A T	4	12	10	6	32
I B C	4	12	10	6	32
M I T	4	12	10	6	32
(テレビ計)	16	48	40	24	128
I B Cラジオ	平日、週2回（計13週間）				26
岩手日報	1	1	1	1	4

8 その他

受託者は、業務完了後速やかに次の書類を提出すること。

(1) テレビCM

放送実施報告書、放送日時一覧、放送証明書

(2) ラジオCM

放送実施報告書、放送日時一覧、放送証明書

(3) 新聞広告

掲載紙面、掲載証明書